

## 世田谷区道通称名設定要綱

平成 5 年 4 月 1 日	制定
平成 22 年 7 月 1 日	一部改定
平成 28 年 7 月 1 日	一部改定
平成 29 年 11 月 1 日	一部改定

### (目的)

第1条 この要綱は、世田谷区道（以下「道路」という。）を親しみやすくし、区民をはじめとする道路利用者の交通利便性を高めるとともに、緊急時等における地域の道しるべとしての効果を期するために道路に通称名を設定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象とする道路の基準)

第2条 通称名を設定する道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交通量が多く、区内道路網を形成するのに重要な道路であること。
- (2) 歩車道が分離している道路であること。
- (3) 幅員はおおむね10m以上、延長はおおむね1 km以上の道路であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認める道路に通称名を設定することができるものとする。

### (公募)

第3条 通称名は、これを公募するものとする。ただし、前条第2項の規定により通称名を設定する場合にあっては、当該通称名を公募しないことができる。

### (道路通称名検討会)

第4条 通称名の候補の選定、通称名を設定した道路の起終点の変更その他の事項を検討するため道路通称名検討会（以下「検討会」という。）を置く。

- 2 検討会は、別表1の部に掲げる会長及び会員をもって組織する。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。
- 4 会長は、検討会の会務を統括する。
- 5 検討会の事務局は、土木部土木計画課に置く。

### (道路通称名審査委員会)

第5条 検討会における検討の結果を受け、通称名（第2条第2項の規定により通称名を設定する場合の当該通称名を除く。）を選定するため道路通称名審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、別表2の部に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、審査委員会の運営について準用する。

(道路通称名作業部会)

第6条 検討会及び審査委員会における検討及び審査を補佐するため、道路通称名作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、別表3の部に掲げる長及び会員をもって組織する。
- 3 第4条第3項から第5項までの規定は、作業部会の運営について準用する。

(選定基準)

第7条 通称名の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 現在広く一般に慣用されている名称は尊重することとし、著しく支障があると思われる場合のほかは同一名称を用いること。
- (2) 文化財、著名な地域、坂、橋梁、公共施設等の名称で、それが一般的に分かりやすく親しみやすいものである場合は、できる限りこれにちなんだ名称を用いること。
- (3) 名称の型は、「 通り」又は「 道」を原則とすること。
- (4) 他で使用されているものと混同する恐れがある名称は用いないこと。
- (5) 生存する自然人の氏名又は実在する商店若しくは企業の名称は原則として用いないこと。
- (6) 名称は英語等も併用するために長いものは用いないこと。
- (7) 発音しやすく、聞きやすい名称とすること。

(決定)

第8条 通称名は、審査委員会における審査の結果を受け、区長が決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定により通称名を設定する場合にあっては、検討会における検討の結果を受け、区長が決定する。通称名を設定した道路の起終点の変更についても同様とする。

(普及活動)

第9条 決定した通称名は、広く利用され、親しまれるよう次の各号により普及活動を行う。

- (1) 区広報で周知する。
- (2) 関係機関に通知する。
- (3) 区刊行の地図類に表示する。
- (4) 一般刊行物への表示を依頼する。
- (5) 通称名を表示した道路標識を設置する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は土木部長が定める。

附 則(平成5年4月1日世土計発第288号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日19世土計第197号)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年7月1日22世土計第194号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日28世土計第161号)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年11月1日29世土計第479号)

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

別表(第4条、第5条、第6条関係)

- |   |                |                   |  |
|---|----------------|-------------------|--|
| 1 | 道路通称名検<br>討会   | 会長<br>会員          | 土木部長<br>各総合支所長<br>各総合支所街づくり課長<br>通称名を設定する道路をその所管区域に含む総合支所が<br>対象となる。<br>政策経営部政策企画課長<br>道路・交通政策部長<br>道路・交通政策部交通政策課長<br>道路・交通政策部道路計画課長<br>土木部工事第一課長<br>土木部工事第二課長<br>生涯学習部生涯学習・地域学校連携課長<br>土木部土木計画課長(事務局) |
| 2 | 道路通称名審<br>査委員会 | 委員長<br>副委員長<br>委員 | 学識経験者(1名)<br>土木部に關することを担任する副区長<br>長<br>通称名の選定の対象の路線を管轄する総合支所長<br>道路・交通政策部長<br>土木部長<br>東京都第二建設事務所管理課長<br>警察代表者<br>消防代表者   |

		区民代表者
		土木部土木計画課長（事務局）
3 道路通称名作 業部会	会長	土木部土木計画課長
	会員	各総合支所街づくり課街づくり担当係長 政策経営部政策企画課政策企画担当係長 道路・交通政策部道路計画課道路計画担当係長 道路・交通政策部交通政策課交通企画担当係長 土木部工事第一課工務担当係長 土木部工事第二課工務担当係長 生涯学習部生涯学習・地域学校連携課郷土資料館館長 土木部土木計画課土木計画担当係長（事務局）